

社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会 職員採用試験案内

(令和7年4月採用)

令和7年1月
社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会

1 採用職種・予定人員及び資格要件

職種	採用予定人数	主な業務内容	資格等要件
総合職	1名	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉推進のための活動に関する業務・福祉サービスの実施、相談・支援に関する業務・地域の高齢者等に関する総合的な相談支援業務・社会福祉に関する調査研究・企画・啓発に関する業務・その他、葛城市社会福祉協議会が行う業務全般	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士または社会福祉士取得見込みの方
介護支援専門員	1名	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援事業所における業務全般や総合相談業務・その他、葛城市社会福祉協議会が行う業務全般	<ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員の資格を保有し、介護支援専門員として勤務できる方
相談支援専門員	1名	<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所における業務全般や総合相談業務・その他、葛城市社会福祉協議会が行う業務全般	<ul style="list-style-type: none">・相談支援専門員の資格を保有し、相談支援専門員として勤務できる方

2 受験資格

①本協議会への通勤が可能で、次の要件を満たす人

- ・昭和49年4月2日以降に生まれた方（長期勤続によるキャリア形成のため）
- ・職員として、地域福祉の推進、在宅福祉、社会福祉協議会の業務に携わっていく意欲と熱意のある人
- ・対人援助の仕事がメインとなりますので、明るくコミュニケーションが得意な人
- ・普通自動車免許取得者（令和7年3月末までに取得見込みの方を含みます。）
- ・パソコンの操作ができる人（主にWordでの文書作成やExcelでの表作成等）

②次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている人

3 試験の日時、場所、合格発表

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
一次試験 (筆記試験) (適性検査) (論文試験)	令和7年1月26日(日) 受付:午前9時から9時20分 試験:午前9時30分から正午頃まで	葛城市福祉総合ステーション (葛城市染野789番地1)	令和7年2月上旬 合否にかかわらず受験者全員に郵便で通知します。
二次試験 (面接試験)	令和7年2月17日(月) 午後1時～	葛城市福祉総合ステーション (葛城市染野789番地1)	令和7年2月下旬 合否にかかわらず受験者全員に郵便で通知します。

4 受験手続き

①試験案内及び受験申込書の交付

試験案内及び受験申込書は、葛城市社会福祉協議会ホームページからダウンロードするか、葛城市福祉総合ステーション1階事務所で交付します。

②受付期間及び場所等

- ・受付期間は、令和7年1月7日(火)から令和7年1月23日(木)の午前9時から午後5時まで(土日祝も受付可)です。
- ・受付場所は葛城市福祉総合ステーション1階事務所
- ・郵送での受け付けはできません。必ず持参してください。

③提出書類等(提出書類は、一切お返しいたしません。)

- ・職員採用試験受験申込書
- ・写真2枚

(最近3ヶ月以内に撮影した2枚同一の正面向上半身の写真(縦4cm×横3cm)で、1枚を受験申込書に貼付し、もう1枚を申込時に持参してください。)

5 合格から採用まで

①一次試験合格者には、指定する期日までに次の書類の提出を求めます。

- ・登録証の写しなど資格等要件を満たしていることが証明できるもの。

②受験資格がないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

③心身の故障により、職務の遂行に支障がある場合又は職務の遂行に耐えない場合には、採用取消となります。

6 給与・勤務条件

①給与

高校卒	月額 188,000円
短大卒	月額 204,400円
大学卒	月額 220,000円

※この他、地域手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。

また、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※学校卒業から採用までの間に職歴等がある人は、その職種・職歴等に応じた給料加算を5年を限度として行います。

②勤務時間

変形労働時間制(1ヶ月単位)・シフト制による交代勤務
(基本:1週間あたり38時間45分)

7 その他

この試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会 総務課 岩橋・熨斗
TEL: 0745-48-3373